

緊急通報装置を貸与いたします

在宅の高齢者に、急病などの緊急時にボタンを押すと通報を行うことができる装置を貸与します。

通報すると受信センターへつながり、救急車の要請や、警備員の駆け付けによる安否の確認を行うことができます（裏面に駆け付けフロー図を掲載しておりますのでご覧ください）。

1 対象要件と利用者負担額

- ① 常に安否の確認を必要としている、65歳以上のひとり暮らし又はこれに準ずる高齢者
（日中一人暮らしの方や同居家族の心身状態に問題があり、緊急時に対応が出来ない場合を含む）

利用者負担額 無料

常に安否の確認を必要としている方とは？

1. 加齢による慢性的な病気や発作を伴う疾病をお持ちの方
2. 転倒することが多い方

- ② 常に安否の確認を必要としていないが緊急時の対応に不安を持っている
75歳以上のひとり暮らし高齢者

利用者負担額（税込） 月1, 100円（市民税・県民税非課税の方）
月2, 200円（市民税・県民税課税の方）

2 申請書類

- ① 船橋市高齢者日常生活用具貸与申請書（第1号様式）
- ② 緊急通報装置貸与事業利用誓約書
- ③ 緊急通報装置貸与事業調査票（1）（2）
- ④ 固定電話の回線使用料の請求書の写し

※ご利用されている電話回線の種類を確認するために用います。

必須ではありませんが、ご提出いただくと装置の設置作業がスムーズに進みます。

3 注意事項

- ① 固定電話をお持ちでなくとも携帯電話があれば装置の貸与は可能です。固定電話の一部の回線（KDDIのホームプラス回線等）で対応していないものがありますが、携帯電話があれば利用できます。
- ② 緊急時に通報を行ったり、安否警報のための装置（ライフリズムセンサー※裏面参照）が作動した際は警備員が駆け付けて安否確認を行います。安否確認を速やかに行うために、予めご自宅の玄関の鍵を、受託事業者である総合警備保障株式会社（ALSOCK）がお預かりした上で、装置を貸与いたします。
- ③ 警備員は、助け起こし等の身体介助は出来ませんのでご了承ください。
- ④ 装置は利用時等に別途通信料が発生します。
- ⑤ 申請にあたり緊急連絡先は必ず最低2名ご記入ください。
なお、緊急連絡先の方には緊急時の状況報告等お電話することがありますので、緊急連絡先になれる方のご了承のもとご記入ください。
- ⑥ 入院中・施設入所中の方はお申し込みいただけません。

【問い合わせ先】

申請方法・要件等の問い合わせ

船橋市 高齢者福祉課

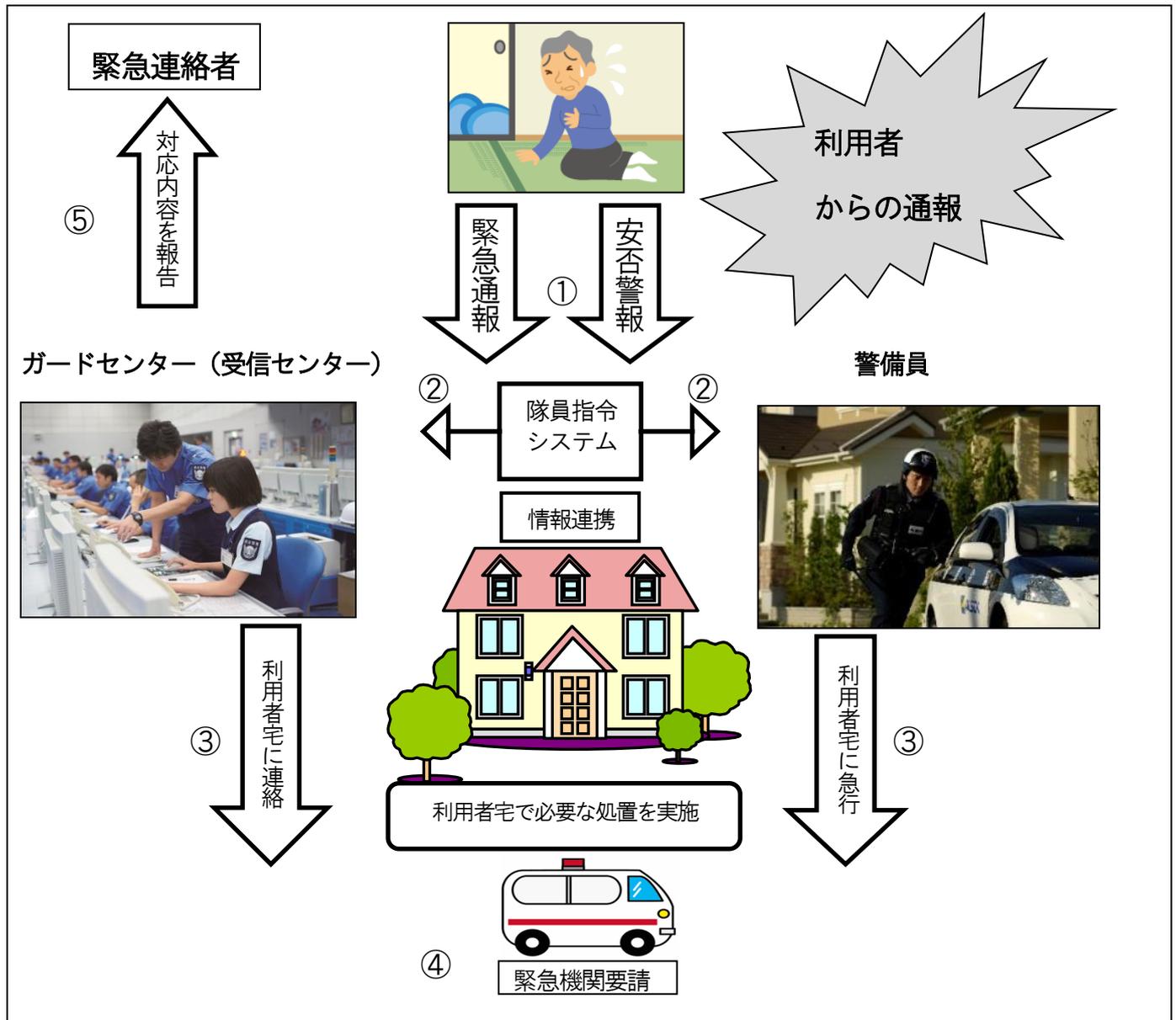
☎047-436-2352

利用方法等の問い合わせ

総合警備保障株式会社 船橋支社

☎047-434-2051

《駆け付けフロー図》



《センサー機器一覧》



コントローラー1台



ライフリズムセンサー1台



救急ペンダント1台

【ライフリズムセンサーとは】

利用者宅の天井に取り付ける装置で、人が発する熱の動きを感知するセンサーです。

センサーが24時間反応しなかった場合には、自動的にALSOKへ通報が入り、警備員が駆け付けを行います。